

# 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

平成29年2月21日

開 議	午前9時30分
日程第1	常任委員の選任について
日程第2	選挙第3号 那賀消防組合議会議員の選挙
日程第3	選挙第4号 那賀広域事務組合議会議員の選挙
日程第4	選挙第5号 那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙
日程第5	選挙第6号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙
日程第6	選挙第7号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙
日程第7	選挙第8号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙
日程第8	選挙第9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第9	議案第1号 岩出市監査委員の選任について
日程第10	委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、常任委員の選任、那賀消防組合議会議員の選挙、那賀広域事務組合議会議員の選挙、那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙、那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙、那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙、公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、議案第 1 号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 常任委員の選任

○吉本議長 日程第 1 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により議長が指名することとなっておりますので、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

それでは、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により総務建設常任委員に、梅田哲也議員、田畑昭二議員、福岡進二議員、田中宏幸議員、松下 元議員、上野耕志議員、増田浩二議員、尾和弘一議員、以上 8 名を指名いたします。

厚生文教常任委員に、私、吉本、井神慶久議員、山本重信議員、福山晴美議員、三栖慎太郎議員、玉田隆紀議員、奥田富代子議員、市來利恵議員、以上 8 名を指名いたします。

お諮りいたします。

議会広報常任委員の選任に当たり、委員の定数を 8 人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員の定数は、8 人とすることに決しました。

議会広報常任委員に、山本重信議員、福山晴美議員、福岡進二議員、田中宏幸議員、三栖慎太郎議員、奥田富代子議員、市來利恵議員、尾和弘一議員、以上 8 名を

指名いたします。

ただいま選任されました委員の方々に通知いたします。

これよりしばらく休憩し、休憩中に総務建設常任委員会、厚生文教常任委員会、議会広報常任委員会を順次招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

再開は追って連絡いたします。

なお、総務建設常任委員会につきましては、委員会室におきまして午前9時40分から開会いたしますので、よろしくをお願いいたします。

休憩 (9時32分)

再開 (10時30分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務建設常任委員会、厚生文教常任委員会、議会広報常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務建設常任委員会委員長に田中宏幸議員、副委員長に梅田哲也議員、厚生文教常任委員会委員長に三栖慎太郎議員、副委員長に福山晴美議員、議会広報常任委員会委員長に山本重信議員、副委員長に市來利恵議員が選出されました。

~~~~~○~~~~~

日程第2 選挙第3号 那賀消防組合議会議員の選挙

○吉本議長 日程第2 選挙第3号 那賀消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、同組合同規約第5条第2号の規定により本市市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○吉本議長 ただいまの出席議員数は16人です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○吉本議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○吉本議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順2番議席の議員の方から演壇に備えつけの投票箱に順次投票願います。

白票は無効といたします。

それでは投票願います。

(投票)

○吉本議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○吉本議長 ただいまから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に2番議席の井神慶久議員及び5番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

ただいまから開票を行います。

(開票)

○吉本議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票。有効投票中、吉本勸曜議員15票、尾和弘一議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

したがって、私、吉本が那賀消防組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 選挙第4号 那賀広域事務組合議会議員の選挙

○吉本議長 日程第3 選挙第4号 那賀広域事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、同組合同規約第5条第2号の規定により本市市議会議員の中から2名の議員を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○吉本議長 ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○吉本議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○吉本議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順2番議席の議員の方から演壇に備えつけの投票箱に順次投票願います。

(投票)

○吉本議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○吉本議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に2番議席の井神慶久議員及び5番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○吉本議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票。有効投票中、上野耕志議員8票、吉本勸曜7票、尾和弘一議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、2票であります。

よって、上野耕志議員と私、吉本が那賀広域事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました両名に対して、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 選挙第5号 那賀広域事務組合議会議員の選挙

○吉本議長 日程第4 選挙第5号 那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、同組合同規約第5条第2号の規定により本市市議会議員の中から2人の議員を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○吉本議長 ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○吉本議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○吉本議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順第2番議席の議員の方から演壇に備えつけの投票箱に順次投票願います。

(投票)

○吉本議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○吉本議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に2番議席の井神慶久議員及び5番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○吉本議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票。有効投票中、増田浩二議員8票、吉本勸曜議員7票、尾和弘一議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、2票であります。

よって、増田浩二議員と私、吉本が那賀衛生環境整備組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました両名に対して、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 選挙第6号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

○吉本議長 日程第5 選挙第6号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、同組規約第5条第2号の規定により本市市議会議員の中から2名の議員を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○吉本議長 ただいまの出席議員数は16人です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○吉本議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(なし)

○吉本議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○吉本議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順第2番議席の議員の方から演壇に備えつけの投票箱に順次投票をお願いいたします。

(投票)

○吉本議長 投票漏れはありますか。

(なし)

○吉本議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○吉本議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に2番議席の井神慶久議員及び5番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○吉本議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票。有効投票中、奥田富代子議員8票、吉本勸曜議員7票、尾和弘一議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、2票であります。

よって、奥田富代子議員と私、吉本が那賀児童福祉施設組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました両名に対して、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 選挙第7号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員

○吉本議長 日程第6 選挙第7号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は同組規約第5条第2号の規定により本市市議会議員の中から2名の議員を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

- 吉本議長 ただいまの出席議員数は16人であります。  
投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

- 吉本議長 投票用紙の配付漏れはありますか。  
(なし)

- 吉本議長 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

- 吉本議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順第2番議席の議員の方から演壇に備えつけの投票箱に順次投票願います。

(投票)

- 吉本議長 投票漏れはありますか。  
(なし)

- 吉本議長 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

- 吉本議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に2番議席の井神慶久議員及び5番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

- 吉本議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票。有効投票中、田中宏幸議員8票、吉本勸曜議員7票、尾和弘一議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、2票であります。

よって、田中宏幸議員と私、吉本が那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました両名に対して、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を行います。

~~~~~○~~~~~

日程第7 選挙第8号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙

○吉本議長 日程第7 選挙第8号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は同組規約第5条第2号の規定により本市市議会議員の中から2名の議員を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○吉本議長 ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○吉本議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○吉本議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順第2番議席の議員の方から演壇に備えつけの投票箱に順次投票願います。

(投票)

○吉本議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○吉本議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に2番議席の井神慶久議員及び5番議

席の梅田哲也議員を指名いたします。

よって、兩名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○吉本議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票。有効投票中、松下 元議員8票、吉本勸  
曜議員7票、尾和弘一議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、2票であります。

よって、松下 元議員と私、吉本が公立那賀病院経営事務組合議会議員に当選い  
たしました。

ただいま当選されました兩名に対して、会議規則第32条第2項の規定により当選  
の告知を行います。

~~~~~○~~~~~

日程第8 選挙第9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○吉本議長 日程第8 選挙第9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選  
挙を行います。

この選挙は同広域連合規約第8条第1項第2号の規定により本市市議会議員の中  
から1名の議員を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○吉本議長 ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○吉本議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○吉本議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏  
名を記載の上、議席順第2番議席の議員の方から演壇に備えつけの投票箱に順次投

票願います。

(投票)

○吉本議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○吉本議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に2番議席の井神慶久議員及び5番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○吉本議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票。有効投票中、山本重信議員15票、尾和弘一議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、山本重信議員が和歌山県後期高齢者医療広域議会議員に当選いたしました。

会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第1号 岩出市監査委員の選任について

○吉本議長 日程第9 議案第1号 岩出市監査委員の選任を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により田畑昭二議員の退席を求めます。

(田畑昭二議員退席)

○吉本議長 提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 議案第1号 岩出市監査委員の選任についてであります。市議会議員のうちから選任しておりました現委員の山本重信氏が、平成29年2月14日をもって任期満了を迎えられたことに伴い、次期監査委員として田畑昭二氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございま

す。

ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○吉本議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑ありませんか。

質疑がありますので、発言を許します。

尾和弘一議員、質疑願います。

○尾和議員 監査委員の選任について、議案第1号について質疑をさせていただきます。今回の監査委員の選任提案について、今日、監査委員としての役割というのは大変重要な位置を占めております。したがって、4点にわたって質疑をさせていただきます。

まず第1点は、監査能力の向上と実務体制の強化、事務局の協働設置の可能性について、現在どのようにお考えなのか。

それから2番目に、監査の実効性と透明性の確保、監査結果の報告などの広報のあり方について、現在ですね、どのような体制になっているのか。

それから、外部監査についてですが、この完成度というのは、1890年に府県議会において発生をしております。過去100年を超える監査制度があるんですが、実質的にその中身については、行政の追認機関になっていると言わざるを得ません。外部監査について、制度導入から15年が経過をしております。この外部監査についての考えについて、どのように考えておられるのか。

最後になりますが、岩出市の監査委員の報酬についてであります。和歌山県下並びに他の地方自治体に比べて非常に低額であるけれども、この問題について、どのようなお考えを持っているのか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの質疑について、答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の質疑について、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の協働設置の可能性ということでございますけれども、現時点では協働設置の考えはございません。

それから、2点目の監査の結果の報告等につきましては、今までどおり、従来どおり、今後もさせていただきたいと考えてございます。

それから、外部監査の制度の導入ですけれども、これにつきましても、現時点で

はその考えはございません。

それから、監査委員の報酬につきましては、議案第1号、選任についての議案の内容とは若干外れておりますので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 先ほどの質疑の中で、事務局の協働設置ということの質疑を行ったんですが、私がちょっと説明漏れがありまして、協働とは、協働して働く。「共」じゃなくして、協働、協力の「協」で、「働く」、協働設置というのは、現在、事務局体制が非常に他市に比べて貧弱である。兼任、兼任という形で、ほかの委員会の兼任をしているということではなくして、そういう意味では、もっと単独の監査委員室をつくるとか、監査委員体制を強化するとか、監査委員の専任の監査委員を職員で置くとか、そういうような意味合いで言いましたので、再度、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に、監査結果の公表についてはされているんですが、監査の実効性というのは、透明性ですね。ここら辺については非常に、監査をする時点、それから監査をした後の対応の仕方にもっと工夫が必要ではないかというふうに考えておりますので、その点について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、外部監査についてですが、導入されて15年が経過をして、各地方自治体においても、その本体の監査と外部監査を導入して、大切な公金の使い道をしっかり確認する。確認できるような体制について構築していかないと、岩出市としての体制というのが整わないのではないだろうかという点がありますので、その点について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質疑について、答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質疑について、答弁をさせていただきます。

協働設置の説明を再度いただきましたけれども、事務局体制が貧弱ではないかというふうな内容でございます。我々といたしましては、今の体制で十分対応できていると、そのように考えてございます。

それから、透明性であるとか、もっと工夫をしたらどうかという2点目の内容でございますけれども、これにつきましては、今回、議案第1号の提案させていただいておりますのは、人事案件ということで、選任についての内容でございます。こ

の内容については議題外と思われるので、答弁は控えさせていただきたいと思  
います。

それから、3点目の外部監査の件、これにつきましても、同様に議題外と思  
われますので、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この質疑をするに当たって、執行部の方が答弁するというのは、これは  
道理に合わないと思うんですね。監査委員の方からの答弁が求められると思うんで  
すが、今、総務部長が答弁していますけども、これは執行部と監査機関、別の組織  
体制ですから、問題があるという点を指摘をしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質疑について、答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和弘一議員の再々質疑に答弁をさせていただきます。

議案第1号につきましては、岩出市長が提案をさせていただいております。地方  
自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の  
規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 討論なしと認めます。

以上で、議案第1号に対する討論を終結いたします。

議案第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意されました。

田畑昭二議員の入室を許可いたします。

(田畑昭二議員入室)

○吉本議長 田畑昭二議員に申し上げます。

ただいま岩出市監査委員の選任については、原案のとおり同意されましたので、報告いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、各運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会ということで、新しい議会構成も議員各位のご協力によりまして滞りなく終了し、ここに無事閉会できますことを衷心から感謝申し上げます。

今後4年間、私たち議員は市民の信託に応え、その重責を担っていかねばなりません。

議員各位におかれましては、一層ご自愛を賜り、さらなる市政の発展と市民福祉の向上のため、ますますのご活躍をお祈り申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、平成29年第1回岩出市議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議ご苦労さまでした。

閉会

(11時10分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成29年2月21日

岩出市議会臨時議長 山本 重信

岩出市議会議長 吉本 勸曜

署名議員 井神 慶久

署名議員 山本 重信